

恵那市立上矢作中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

本校の「いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止基本対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの定義と対策に関する基本な方針

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、いじめの認識を放置しないこと、いじめの被害にあわないことを旨として、いじめ防止のための対策を行う。この際、教師はいじめを許さず、子どもをしっかり守るために、次の心構えをとる。

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をとる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。

2 いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・無視されたり、仲間はずれにされたりする。
- ・SNSなどで、誹謗中傷される。
- ・わざと軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・強くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや危険なことを、されたりさせられたりする。

3 いじめの未然防止のために

- ◎未然防止の組織的な体制づくり
- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同士の「絆」づくり
- ◎人権感覚を磨く・生命や人権を大切にする指導（人権週間）
- ◎言語活動を充実させ、言語力を育てる
- ◎生徒が「わかる」授業を行い、主体的な学習態度を養う

◇情報を共有し、同じ方向で働きかける体制をととのえること

◇規律、学力向上、自己有用感の意識をもつこと

きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもった生徒であるよう日ごろの指導が必要である。

4 いじめの早期発見のために

A. 学校教員の動き

- ◎組織的な発見・対応
- ◎正確な事実確認

◇気づいた情報を確実に共有すること

少しの変化でも、教員同士で情報を伝え合うことを、日常的、組織的に行えるようにする

◇児童生徒のささいな変化に気づくこと

気になる変化（遊びやふざけのように見える行為などに対して）については、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録していく。

◇情報に基づき、速やかに対応すること

必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

B. 保護者との連携

◎生徒の幸せにつながる信頼関係づくり

生徒のよさや気になるところ等、学校の様子について連絡を行う。

C. 地域との連携

◎情報が得られる関係づくり

生徒のよさや気になるところ等、連絡がしやすい関係をつくる。

5 いじめの早期対応のための対策

A. いじめ対策委員会の召集

◎個人対応せず、組織で対応

◇安全を確保する

＊被害を訴えた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。

◇正確な実態把握をする

＊被害を訴える生徒から、事実及び心情を十分に聴き取る。

＊いじめに関わったと思われる生徒及び周囲の生徒からの聞き取りを行う。

・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。

・5W1Hを時系列になるように記録する。

・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。

・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。

・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。

・いじめられた生徒に寄り添いつつ、いじめた側の生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

◇組織的な指導をする

＊被害生徒へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望をもたせる指導・支援を行う。また、自信をもたせる言葉をかけ、自尊感情を高める。

＊いじめ側の生徒に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その生徒の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。

＊当事者の問題に留めず、学年及び全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

B. 保護者との連携

◎生徒の幸せにつながる信頼関係をつくる

◇いじめられた側の保護者に対して

○発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。

○保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。

◇いじめた側の保護者に対して

○正確な事実関係を説明し、被害生徒の心情を伝え、よりよい解決と加害生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

C. 関係諸機関との連携

◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携をとる。

◎市教育委員会との連携をとる。

D. 大まかな対応順序

①いじめの訴え、情報、兆候の察知

②管理職等への報告と対応方針の決定

③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）

④いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）

⑤いじめた側の生徒への指導（背景について十分踏まえた上で指導する）

⑥保護者への報告と指導についての協力依頼

⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンターとの連携）

⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

E. 「重大事態」と判断されたときの対応

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

F. いじめ「解消」の定義

- ・いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、3ヶ月を目安として期間継続していることをいう。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・いじめが解消されているかどうかを判断する時点において、いじめを受けていた生徒が、その行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談により確認する。

6 いじめ未然防止、早期発見の年間計画

ターム	目 標	取 組 内 容	備 考
1	整える	・学校だより、webページ等による「方針」の発信 ・職員研修会の実施（「方針」前年度のいじめの実態と対応等） ・PTA総会で「方針」説明 ・教育相談・個別懇談の実施 ・hyper-QU検査実施 ・学校運営協議会で「方針」の説明	「方針」の確認
2	つながる	・思いやり活動（生徒会活動と関連付けて）の実施 ・二者（三者）懇談の実施 ・職員会（取組の振り返り） ・教育相談の実施 ・職員研修会（h-QU検査結果の分析・交流）	
3	挑む	・思いやり活動（生徒会活動と関連付けて）の実施 ・教育相談の実施	第1回県いじめ調査 夏季休業中の指導
4	あらわす	・「ひびきあいの日」実施に向けた取組 ・人権週間の実施とひびきあい活動(生徒会活動と関連付けて) ・三者懇談の実施 ・教育相談の実施	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
5	誇る	・思いやり活動の実施（生徒会活動と関連付けて） ・教育相談の実施 ・職員による次年度の取組計画立案 ・学校運営協議会への取組等説明 ・学校だより、webページ等によるまとめの報告及び次年度の取組説明	第3回県いじめ調査

※職員打ち合わせは毎週行い、生徒の実態を共有する。

※ふれあいアンケートを毎月実施し、生徒の変化を把握する。

※いじめ対策委員会はいじめ発覚後即時招集する。

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報等の取り扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、卒業後５年間保存する。